

令和 3 年度

総 会 資 料

チャレンジいばらき県民運動

目 次

1 報告事項

報告第1号	規約第12条第1項の規定に基づく専決処分について	1
-------	--------------------------	---

2 審議事項

第1号議案	令和2年度事業報告	3
第2号議案	令和2年度歳入歳出決算報告及び監査報告	23
第3号議案	令和3年度事業計画（案）	26
第4号議案	令和3年度歳入歳出予算（案）	28
第5号議案	規約の一部改正（案）について	30
第6号議案	役員の選任（案）について	32

3 参考資料

資料1	規約	34
資料2	グループ設置要項	37
資料3	グループリーダー・アドバイザーア会議設置要項	39
資料4	会員名簿	40
資料5	アドバイザーネ名簿	44
資料6	県民活動推進員名簿	45
資料7	地域活動員設置要綱	46
資料8	組織体系図	47

報告第1号

規約第12条第1項の規定に基づく専決処分について

下記のとおり専決処分したので、チャレンジいばらき県民運動規約第12条第2項の規定に基づき、報告いたします。

記

チャレンジいばらき県民運動の令和2年度歳入歳出補正予算について、別記のとおり決定するものとする。

のことについては、総会が招集されるいとまがないことから、チャレンジいばらき県民運動規約第12条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和3年3月31日

チャレンジいばらき県民運動 理事長 脇谷 浩史

別記

令和2年度 岁入歳出補正予算

1 岁入の部

(単位：千円)

項目	当初予算額 (A)	補正予算額 (B)	最終予算額 (A+B)	備考
1 会費	2,830	△ 466	2,364	
(1) 会費	2,380	△ 110	2,270	組織会員の減、会費未納
(2) 賛助金	450	△ 356	94	個人賛助会員の減、賛助金未納
2 補助金	27,575	△ 5,000	22,575	
(1) 茨城県	27,575	△ 5,000	22,575	チャレンジいばらき県民運動補助事業の確定（見込み）に伴う減
3 委託金	6,013	△ 150	5,863	
(1) 茨城県	5,303	0	5,303	交流サルーン管理運営委託（5,103千円） 食を通じたエコライフ運動事業委託（200千円）
(2) 茨城県教育委員会	510	0	510	花と緑の環境美化コンクール委託
(3) あしたの日本を創る協会	200	△ 150	50	事業の確定（見込み）に伴う減
4 共催金	1,200	0	1,200	
(1) げんでんふれあい茨城財団	1,200	0	1,200	花いっぱい運動定着化促進事業
5 諸収入	900	△ 520	380	交流サルーン印刷機器等利用料収入の減
6 繰越金	4,691	0	4,691	
計	43,209	△ 6,136	37,073	

2 岁出の部

(単位：千円)

項目	当初予算額 (A)	補正予算額 (B)	最終予算額 (A+B)	備考
1 県民活動事業費	16,240	△ 5,798	10,442	
(1) 幸せ人財育成サポート事業費	6,000	△ 2,173	3,827	・共助社会づくりフォーラム（800千円→42千円：△ 758千円） ・共助意識の醸成（作文コンクール）（1,200千円→833千円：△ 367千円） ・共助社会づくりを実現するための人材活用（4,000千円→2,952千円：△ 1,048千円）
(2) 地域の幸せ力アップ事業費	4,700	△ 1,094	3,606	・おもてなし いばらき花運動（2,900千円→1,673千円：△ 1,227千円） ・花いっぱい運動定着化促進事業（1,800千円→1,933千円：△ 133千円）
(3) 幸せ発信力アップ事業費	4,920	△ 2,778	2,142	・県民運動PRのための啓発品（2,850千円→262千円：△ 2,588千円） ・いばらき幸せ発信事業（2,000千円→1,880千円：△ 120千円） ・一人ひと自慢ひと幸せ発信運動（70千円→0円：△ 70千円）
(4) IT活用推進事業費	620	247	867	・IT活用検討会（50千円→463千円：413千円） ・HP管理費（570千円→404千円：△ 166千円）
2 地域活動支援事業費	3,200	△ 1,749	1,451	・若い世代とつくる新たな地域づくり（大学との連携費用） (1,500千円→1千円：△ 1,499千円) ・地域活動サポート事業（1,700千円→1,450千円：△ 250千円）
3 NPO等連携協働事業費	7,000	△ 414	6,586	・NPO等連携協働促進事業費（300千円→159千円：△ 141千円） ・団体連携事業費（700千円→274千円：△ 426千円） ・交流サルーン管理運営費（6,000千円→6,153千円：△ 153千円）
4 運営費	15,769	△ 2,025	13,744	
(1) 人件費	11,204	187	11,391	（専務理事1名+事務局3人分）
(2) 会議費等	800	△ 601	199	（グループ会議、理事会、研修費等）
(3) 管理費	3,765	△ 1,611	2,154	（賃貸料、消耗品、印刷製本費、電話代、郵送料等）
5 予備費	1,000	△ 1,000	0	
計	43,209	△ 10,986	32,223	

※歳入最終予算額－歳出最終予算額＝繰越見込額（※年度間調整費用）

4,850千円

令和2年度事業報告

(提案理由)

別記のとおり、令和2年度事業を報告し、議決承認を求めるものであります。

＜事業報告＞

1 会務に関する事項.....	4
2 チャレンジいばらき県民運動の展開.....	6
(1) 「幸せ人財育成のサポート」に関する事項.....	6
(2) 「地域の幸せ力アップ」に関する事項.....	9
(3) 「幸せ発信力アップ」に関する事項.....	11
(4) 「ITの活用による幸せ力向上のサポート」に関する事項.....	12
(5) 県内地域における県民運動の推進.....	12

＜付属表＞

別表1：市町村別地域活動員(ネットワーカー)委嘱者数.....	17
別表2：ネットワーカー等連絡協議会設立状況.....	18
別表3：市町村県民運動推進組織設立状況.....	19
別表4：令和2年度交流サルーンいばらき利用状況一覧.....	21
別表5：令和2年度チャレンジいばらき県民運動後援事業一覧.....	22

別 記

令和 2 年度 事業報告

令和 2 年度は、共助による新しい茨城の実現に向けて、県民、NPO、団体、企業、大学、行政が連携しながら、地域課題に挑戦する県民の主体的な県民運動を推進しました。

1 会務に関する事項

(1) 総会（第27回）の開催

日 時	令和 2 年 6 月 9 日(火)
場 所	書面開催
出席数	会員 239 名中 228 名から書面表決書提出あり
議 事	報告第 1 号 規約第 12 条第 1 項の規定に基づく専決処分（令和元年度歳入歳出補正予算）について 第 1 号議案 令和元年度事業報告 第 2 号議案 令和元年度歳入歳出決算報告及び監査報告 第 3 号議案 令和 2 年度事業計画（案） 第 4 号議案 令和 2 年度歳入歳出予算（案） 第 5 号議案 役員の選任（案）について
結 果	いずれも原案承認又は可決

(2) 理事会の開催

【第1回理事会】

日 時	令和 2 年 5 月 25 日(月)
場 所	書面開催
出席数	理事 26 名中 26 名から書面表決書提出あり
議 事	報告第 1 号 規約第 12 条第 1 項の規定に基づく専決処分（令和元年度歳入歳出補正予算）について 第 1 号議案 令和元年度事業報告 第 2 号議案 令和元年度歳入歳出決算報告及び監査報告 第 3 号議案 令和 2 年度事業計画（案） 第 4 号議案 令和 2 年度歳入歳出予算（案） 第 5 号議案 役員の選任（案）について
結 果	いずれも原案承認又は可決

【第2回理事会】

日 時	令和 3 年 3 月 31 日(水)
場 所	書面開催
出席数	理事 27 名中 27 名から書面表決書提出あり
議 事	報告第 1 号 令和 2 年度事業執行状況 第 1 号議案 令和 2 年度歳入歳出補正予算（案） 第 2 号議案 令和 3 年度事業計画（案） 第 3 号議案 令和 3 年度歳入歳出予算（案） 第 4 号議案 チャレンジいばらき県民運動県民活動推進員の選任（案）について
結 果	いずれも原案承認又は可決

(3) アドバイザーの活用

令和2年度事業計画で掲げた「共助による新しい茨城の実現に向けて社会の課題に挑戦する県民運動」を展開していくに当たり、その推進方策等について専門アドバイザーから意見・助言をいただきました。

○横須賀聰子アドバイザー（新しい共助社会づくり）

- ・身近な地域課題解決の担い手となる人財の活用について（令和2年4月17日、同23日）
- ・ウィズコロナ・アフターコロナにおける共助の取組みについて（令和3年3月14日）

(4) 県民活動推進員の活動

ア 県民活動推進員会議（全体会議）の開催

第1回	日 時	令和2年6月19日(金) 13:30～
	場 所	茨城県三の丸庁舎（3F）茨城県水戸生涯学習センター大講座室
	出席数	28名中20名出席
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度のグループ正副リーダーの決定 ・令和2年度事業計画（案）の説明と意見交換 ・「魅力発見・発信」「IT活用」県民運動プロジェクトの決定

イ 県民運動プロジェクトチーム（「魅力発見・発信県民運動」「IT活用県民運動」）合同会議の開催

第1回	日 時	令和2年9月28日(月) 13:30～
	場 所	茨城県三の丸庁舎（3F） 共用会議室A
	出席数	14名中13名出席
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体と連携した魅力発見・発信方策の検討 ・効果的な情報発信方法に関する意見交換（特にホームページの充実が必要）

ウ 各グループ会議の開催

【人財サポートグループ】

第1回	日 時	令和2年9月11日(金) 10:00～
	場 所	茨城県三の丸庁舎（3F） 共用会議室A
	出席数	13名中8名出席
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度チャレンジいばらき作文コンクール応募書類整理
第2回	日 時	令和2年10月2日(金) 10:00～
	場 所	茨城県三の丸庁舎（3F） 共用会議室B
	出席数	13名中10名出席
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度チャレンジいばらき作文コンクール二次審査

【魅力発見・発信グループ】

第1回	日 時	令和2年8月19日(水) 10:00～12:00
	場 所	茨城県三の丸庁舎（2F） 交流サルーンいばらき会議室
	出席数	5名中5名出席
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「ちゃれいばレター（12月発行）」掲載内容の検討
第2回	日 時	令和2年9月11日(金) 13:30～14:10
	場 所	茨城県三の丸庁舎（2F） 交流サルーンいばらきフリースペース
	出席数	5名中3名出席
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・「ちゃれいばレター（12月発行）」掲載内容の検討

第3回	日 時	令和2年9月28日(月) 13:30～ *県民運動プロジェクトチーム合同会議と同時開催
	場 所	茨城県三の丸庁舎（3F）共用会議室A
	出席数	5名中5名出席
	内 容	・効果的な情報発信について意見交換
第4回	日 時	令和2年12月25日(月) 10:00～12:00
	場 所	茨城県三の丸庁舎（2F）交流サルーンいばらきフリースペース
	出席数	5名中 5名出席
	内 容	・「ちゃれいばレター（3月発行）」の掲載内容の検討

【IT活用グループ】

第1回	日 時	令和2年9月28日(月) 13:30～ *県民運動プロジェクトチーム合同会議と同時開催
	場 所	茨城県三の丸庁舎（3F）共用会議室A
	出席数	6名中6名出席
	内 容	・ITを活用した県民運動について意見交換

2 チャレンジいばらき県民運動の展開

令和2年度事業計画に掲げた5つの柱に基づき各種事業を展開しました。

(1) 「幸せ人財育成のサポート」に関する事項

郷土いばらきの優れた魅力や資源などを自慢できる次世代を担う人財育成のサポートに取り組んだほか、共助による新しい茨城づくりの実現に向けて「コミュニティワーク実践講座」を開講し、身近な地域課題解決の担い手となる人財の育成に努めました。

ア 令和2年度チャレンジいばらき作文コンクールの実施

個性と創造性に富む心豊かな人づくりを目的に、令和2年度は、自分たちの住む町の魅力を再発見してもらい、地元への誇りと愛着心の向上、本県のさらなる魅力向上につなげるため、「わたしの町の魅力・発見」をテーマとして作文を募集しました。

この結果、県内小・中学校の児童・生徒から3,498点の応募があり、各学校内の審査を経て推薦のあった408点について、厳正な審査により、優秀作品42点を選考し表彰しました。

また、受賞作品集を作成し、チャレンジいばらき県民運動のホームページ上で公開するなど、子供たち目線で見た本県の魅力発信につなげました。

【応募状況】

テー マ	わたしの町の魅力・発見		
募集期間	5月29日(金)～9月4日(金)		
応 募 数	小学校の部	低学年（1～3年）の部	671点
		高学年（4～6年）の部	854点
	中学校の部		1,973点
			※応募総数： 3,498点

【審査】

	審査日	審査結果	審査体制
一次審査	9月15日(火)	168点を選定	川嶋審査委員長（茨城大学教育学部教授）から指導を受けている同大の学生16名

二次審査	10月2日(金)	84点を選定	県民活動推進員（人財サポートグループ）13名
最終審査	10月21日(水)	42点を選定	作文コンクール審査委員会委員 9名 ※委員長：川嶋秀之茨城大学教育学部教授

【審査結果（各賞決定）】

賞 名	部 門	小学校		中学校	計
		低学年	高学年		
茨城県知事賞		1	1	1	3
茨城県教育委員会教育長賞		1	1	1	3
茨城新聞社長賞		1	1	1	3
チャレンジいばらき県民運動理事長賞		1	1	1	3
チャレンジいばらき県民運動奨励賞		10	10	10	30
合 計		14	14	14	42

イ コミュニティワーク実践講座の開催

共助の推進に向けて、身近な地域課題の解決を支援する人財を養成するための連続講座「コミュニケーション実践講座」を実施しました。

【第1回講座】

日 時	令和2年10月25日(日) 10:00～16:30
会 場	オンライン開催
内 容	○オリエンテーション NPO法人代表 横須賀 聰子 氏
	○講義：「コミュニケーションとは何かⅠ・Ⅱ」
	○講師：大学教員・臨床心理士 武田 信子 氏
受講者	27人

【第2回講座】

日 時	令和2年11月8日(日) 10:00～16:30
会 場	オンライン開催
内 容	○講義：「市民性の向上と支援」 ○講師：NPO法人事務局長 斎 典道 氏 NPO法人代表 横須賀 聰子氏
	○講義：「傾聴・アセスメント」 ○講師：社協職員・ソーシャルワーカー 根本 真紀 氏
	○講義：「場を見立てる」 ○講師：NPO法人代表 横須賀 聰子 氏
受講者	25人

【第3回講座】

日 時	令和2年12月5日(土) 10:00～16:30
会 場	オンライン開催
内 容	○講義：「ファシリテーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ」 ○講師：看護師・認定ワークショップデザイナー 浦山 絵里 氏
受講者	23人

【第4回講座】

日 時	令和3年1月9日(土) 10:00～16:30
会 場	オンライン開催
内 容	○講義：「地域をつなぐ」 ○講師：NPO法人理事・大学教員 西川正氏 ○講義：「交渉・行政との協働」 ○講師：NPO法人代表 池本修悟氏 NPO法人代表 松田妙子氏
受講者	19人

【交流会】

日 時	令和3年3月14日(日) 10:00～16:30
会 場	茨城県労働福祉会館（5F）会議室（ハイブリット開催）
内 容	○受講生報告・講座受講修了書交付（修了生17人） ○講義；「参加のデザイン」 ○講師：大学専任講師・NPO法人理事 田北雅裕氏 ○講義：「コミュニティワークのこれから」 ○講師：大学教員・臨床心理士 武田信子氏 NPO法人代表 横須賀聰子氏 ○交流会（令和元年度・2年度修了生、市町村）
受講者	19人（うちオンライン参加11人）

【オンライン事前講座】

実践講座のオンライン開催にあたり、オンラインに不安がある受講者を対象とした事前講座を開催しました。

	県央地区	県南地区
日 時	令和2年10月14日(水) 14:00～15:00	令和2年10月11日(日) 14:00～15:00
場 所	茨城県労働福祉会館（水戸市）	U-SPACEつくば店（つくば市）
内 容	Zoomのアカウント取得方法、オンライン講座の受講方法	

【フォローアップ講座】

令和元年度実践講座修了者を対象に、修了者の活動支援のためフォローアップ講座を開催しました。

	第1回	第2回	第3回
日 時	令和2年9月19日(土) 13:30～16:30	令和2年10月1日(水) 10:00～11:00	令和2年11月29日(日) 20:00～22:00
場 所	オンライン開催	茨城県労働福祉会館 (水戸市)	オンライン開催
内 容	厚生労働省地域福祉計画を読む	個人情報に配慮した市民活動	ファシリテーション講座の支援方法

【現地研修】

地域のリサーチと分析、地域課題発見・解決のためのヒアリングなど、コミュニティワークの手法を実際の現場等において実践・研修しました。

日 時	令和3年2月26日(金) 10:30～12:00／20:00～21:30
場 所	オンライン実施
内 容	地域再開発ワークショップにおける住民意見の傾聴・情報収集

ウ 共助社会づくりフォーラムの開催

令和3年2月17日（水）行方市文化会館にて、「共助による地域防災力の強化」をテーマとした共助社会づくりフォーラムを予定していましたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

エ 「いばらき教育の日」推進大会の支援

令和2年11月1日（日）ザ・ヒロサワ・シティ会館にて開催を予定していましたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

（2）「地域の幸せ力アップ」に関する事項

一人ひとりが、地域の担い手として支え合う、新しいコミュニティづくりの検討や花と緑で潤いのある地域づくりを進め、住み続けたくなるいばらきづくりや地域力の向上に取り組みました。

ア おもてなし いばらき花運動の推進

①第48回花と緑の環境美化コンクールの実施（茨城県教育委員会委託事業）

豊かな地域づくりを目指し、花いっぱい運動ですばらしい成果を上げている地域・団体・職場・学校を顕彰し、環境美化及び集団活動における優れた取り組みを広げ、花いっぱい運動が地域や団体に根ざした運動となるよう推進することを目的に実施しました。

【市町村審査】

市町村を通じて募集要項を配布。市町村における審査を経て、チャレンジいばらき県民運動に推薦されました。（募集期間：令和2年6月11日～7月21日）

	フラワー ロードの部	おもてなし 花壇の部	団体・職場 の部	学校の部	合 計
応募総数	22	113	176	160	471
市町村審査(推薦数)	12	17	22	27	78

【書類・ビデオ審査】

市町村審査を経て推薦された78団体について、チャレンジいばらき県民運動に設置した「花と緑の環境美化コンクール審査委員会（委員12名。委員長：学識経験者・櫻井茂幸氏）」において、書類審査及びビデオ審査を行い、各賞を決定しました。

	審査日時	場 所	審査結果
書類審査	8月17日（月） 10:00～	茨城県三の丸庁舎（2F）交流サルーンいばらき フリースペース	書類審査の結果、41団体をビデオ審査の対象として選考
ビデオ審査	9月3日（木）～ 9月11日（金）	各審査委員自宅	審査対象団体に立ち合いをいただき、事前に撮影したビデオにより、審査委員が各自自宅にて管理状況や地域との関わりなどについて審査
最終審査	9月15日（火） 10:00～	茨城県三の丸庁舎（2F）交流サルーンいばらき フリースペース	書類・ビデオ審査の結果を踏まえ、各賞を選考

【審査結果（各賞決定）】

賞名	部門	フラワー ロードの部	おもてなし 花壇の部	団体・職 場の部	学校の部	計
茨城県知事賞	1	1	1	1	1	4
茨城県教育委員会教育長賞	1	1	1	1	1	4
茨城新聞社長賞	1	1	1	1	1	4
茨城県花き園芸協会長賞	1	1	1	1	1	4
茨城県造園建設業協会長賞	1	1	1	1	1	4
チャレンジいばらき県民運動理事長賞	1	1	1	1	1	4
合計	6	6	6	6	6	24

【ITを活用した花いっぱい運動の情報発信】

- ・インターネットやSNSなどを活用して、花と緑の環境美化コンクールや参加団体の活動の様子を広く情報発信しました。
- ・また、各賞を受賞した団体の紹介動画を作成し、YouTube やホームページで公開するなど、取り組み意欲の向上と花いっぱい運動の拡大に努めました。

②令和2年度花いっぱい運動定着化促進事業の実施（公益財団法人げんでんふれあい茨城財団助成事業）

花づくりを通した地域コミュニティの再生・活性化を図るとともに、花いっぱい運動がさらに定着し、発展していくきっかけとなることを目的に実施しました。

【応募状況】

- ・市町村を通じて募集要項を広く配布したほか、ホームページ等での広報を実施し、令和2年7月3日から9月30日にかけて募集を行ったところ、56の団体・学校から応募がありました。

【審査】

- ・令和2年10月13日に「花いっぱい運動定着化促進事業審査委員会（委員5名。委員長：学識経験者・櫻井茂幸氏）」を開催し、30の団体・学校を認定団体として選考しました。
- ・この事業により認定された団体には、花壇づくりに必要な経費を助成し、花いっぱい運動の拡大と花壇づくりを通しての地域コミュニティ活性化のきっかけづくり、さらには、活動報告を3年間継続して提出していただくことにより、花いっぱい運動の定着化につなげました。

【参考：地区別内訳】

	県央	県北	鹿行	県南	県西	合計
応募数	17	7	4	21	7	56
認定数	8	4	2	10	6	30

イ チャレンジいばらき県民運動のつどいの開催

午前の「花の部」では、花と緑の環境美化コンクールの表彰と花壇づくりに意欲的に取り組む団体への認定証交付を行い、出席者同士の交流と花いっぱい運動の更なる展開を図りました。

午後の「作文の部」では、作文コンクールの表彰を行い、本県の将来を担う小・中学生に、自分の町の良さを見つめなおし、その魅力を伝えてもらうことができました。

【県民運動のつどい概要】

日 時	令和2年11月27日(金) 10:30~15:30
会 場	水戸プラザホテル(1F) ガーデンルーム
主 催	チャレンジいばらき県民運動、公益財団法人げんでんふれいあい茨城財団
内 容	<花の部> 第48回花と緑の環境美化コンクール表彰 令和2年度花いっぱい運動定着化促進事業認定証交付 <作文の部> 令和2年度チャレンジいばらき作文コンクール表彰 令和2年度チャレンジいばらき作文コンクール知事賞作文発表
参加者	197人

(3) 「幸せ発信力アップ」に関する事項

地域で活躍する人、伝統文化、方言や豊かな自然など本県の素晴らしい資源を発信し、茨城の豊かさを自慢する力を養い、魅力度向上に取り組みました。

ア 広報紙「ちゃれいばレター」の発行

チャレンジいばらき県民運動の活動や地域で取り組まれている様々な活動を紹介する広報紙を3回発行し、県民運動の広報活動に努めました。

【「ちゃれいばレター」の発行】

発行月	発行部数	主な掲載内容
vol. 5 8月	6,000部	ネットワーカー等連絡協議会代表者会議、コミュニティワーク実践講座、提案型共助社会づくり支援事業など
vol. 6 12月	6,000部	花と緑の環境の美化コンクール、チャレンジいばらき作文コンクール、県内各地の共助活動紹介など
vol. 7 3月	6,000部	チャレンジいばらき県民運動のつどい、県内各地の共助活動紹介、県民活動推進員の活動報告など

イ インターネットによる各種情報の配信

各種ツールを活用し、チャレンジいばらき県民運動事業や寺子屋サルーン、地域活動団体向けの各種助成金などの交流サルーンいばらき関連情報、さらには、ネットワーカー等連絡協議会の活動情報などを配信し、広く周知・広報しました。

○ホームページアクセス数：65,169件

ウ ラジオや新聞を活用した情報発信

作文コンクールで知事賞を受賞した児童・生徒による作品朗読のラジオ放送、花と緑の環境美化コンクール知事賞の花壇写真などを新聞に掲載し、本県の魅力を発信するとともに、活動団体等の意欲向上とさらなる活動拡大につなげました。

エ 花と緑の環境美化コンクール入賞作品の動画配信（再掲）

オ 作文コンクール受賞作品集のホームページ公開（再掲）

カ 市民活動団体の情報提供

市民活動団体同士のマッチング、ボランティア活動希望者とボランティア募集団

体のマッチングを図るため、市民活動団体検索データベースをチャレンジいばらき県民運動ホームページに開設し、情報提供を行いました。

(4) 「ＩＴの活用による幸せ力向上のサポート」に関する事項

ア Web会議システム（Zoom）勉強会

関係者同士が離れた場所からでもインターネットを介して会議等ができるよう、Web会議システム（Zoom）の勉強会・導入試験を行いました。

【実績】

日 時	令和2年8月19日（月） 10:00～
会 場	茨城県三の丸庁舎（2F） 交流サルーンいばらき会議室
出席者	県民活動推進員（魅力発見・発信グループ）など8名

イ Web会議システム（Zoom）を活用した取材

Web会議システム（Zoom）を活用し、市民活動団体等への広報紙取材を行い、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止と業務の効率化を図りました。（全5回）

ウ 地域活動投稿フォームによる情報収集

チャレンジいばらき県民運動のホームページ上に投稿フォームを設け、県内各地域の情報や地域活動員（ネットワーカー）の活動情報を収集しました。

(5) 県内地域における県民運動の推進

ア NPO等の活動支援

NPO等の活動支援、団体・企業・行政とNPOとの連携・協働を推進しました。

①交流サルーンいばらきの管理・運営

NPOやボランティア団体などの社会貢献活動を支援するため、講座の開催、会議室の無料開放、印刷機器の低料金化など、利用環境を整備し、広く利用促進を図りました。

【交流サルーンいばらきの利用状況（詳細は別表4参照）】

開 設 日	平成11年11月11日	
令和2年度	開館日数	247日
利 用 状 況	利 用 者 数	4,555人（1日平均18.4人）
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月15日～5月17日及び令和3年1月18日～2月7日まで休館		
※開設からの累計利用者数213,918人／開館日数5,970日／1日平均35.8人		

②講座等の開催

NPOや地域活動団体が、主体的に学習し交流するための小規模な学び合いの場となる「寺子屋サルーン」を3回開催しました。

第1回 ＜通算＞ 22回目	日 時	令和2年11月22日(日) 13:00～
	会 場	交流サルーンいばらき フリースペース
	内 容	○テーマ：「本当に初めてのZoom使い方講座①」 ○講 師：NPO法人セカンドリーグ茨城 副理事長 奈良間 英樹 氏
	参 加 者	8人

第2回 ＜通算＞ 23回目	日 時	令和2年12月12日(日) 13:00～
	会 場	交流サルーンいばらき フリースペース
	内 容	○テーマ：「本当に初めてのZoom使い方講座②」 ○講 師：NPO法人セカンドリーグ茨城 副理事長 奈良間 英樹 氏
	参加者	7人
第3回 ＜通算＞ 24回目	日 時	令和3年3月13日(土) 13:00～
	会 場	交流サルーンいばらき フリースペース (ハイブリット開催)
	内 容	○テーマ：「Zoomホスト体験講座」 ○講 師：NPO法人セカンドリーグ茨城 副理事長 奈良間 英樹 氏
	参加者	18人 (うちオンライン13人)

③市民活動団体の情報提供（再掲）

市民活動団体同士のマッチング、ボランティア活動希望者とボランティア募集中のマッチングを図るため、市民活動団体検索データベースをチャレンジいばらき県民運動ホームページに開設し、情報提供を行いました。

④交流サルーンいばらきのPR

交流サルーンいばらきの利用促進を図るため、リーフレットを活用した周知に努めました。

⑤NPO等連携協働促進事業

皆が共に助け合い、支え合う「共助社会づくり」を推進するため、フォーラムやセミナー等を開催しました。

【地域円卓会議 in 茨城2021】

日 時	令和3年3月20日(土) 13:00～
会 場	オンライン開催
内 容	○テーマ ポストコロナ時代の人材育成とサードプレイス ～地域における居場所と出番の創出～ ○登壇者 常陸frogs 代表 菅原 広豊 氏 城里町地域おこし協力隊 坂本 裕二 氏 NPO法人サービスグラント 広報 / 事務局 柴岡 久美子 氏 NPO法人リヴォルヴ学校教育研究所 初代理事長 小野村 哲氏 茨城県 県民生活環境部 女性活躍・県民協働課主査 館山 佳央 氏 ○コーディネーター NPO法人茨城NPOセンター・コモンズ 代表理事 横田 能洋 氏
参加者	32人

【NPO組織基盤強化セミナー】

日 時	令和2年9月14日(月) 13：30～	9月18日(金) 13：30～	9月25日(金) 13：30～
会 場	つくばカピオ	鹿嶋市まちづくり市民センター	県北生涯学習センター
参 加 者	25人	8人	8人
内 容	○NPO法人会計基準とその改正内容、会計・税務・労務・総務 等		
講 師	○NPO法人茨城NPOセンター・コモンズ 常務理事・事務局長 大野 覚 氏		

【NPO法人設立説明会】

日 時	令和2年9月30日(水) 13:30~	10月28日(月) 13:30~	11月29日(日) 13:30~	
会 場	交流サルーンいばらき 会議室	交流サルーンいばらき会議室 (ハイブリット開催)		
参 加 者	11人	22人 ○会場 10人 ○オンライン 12人	8人 ○会場 2人 ○オンライン 6人	
内 容	○NPO法人制度の概要、設立申請手続き等			
講 師	○茨城県県民生活環境部女性活躍・県民協働課職員（9/30） ○NPO法人茨城NPOセンター・コモンズ 常務理事・事務局長 大野 覚氏（10/28、11/29）			

イ 地域活動員（ネットワーカー）による県民運動の推進

地域活動員及び市町村との連携を密にし、県民運動の地域への浸透を推進しました。

①令和2年度地域活動員（ネットワーカー）委嘱状交付式の開催

日 時	令和3年2月17日(水) 13:00~※中止
会 場	行方市文化会館 ホール
内 容	○令和2年度新規委嘱地域活動員：18名 <参考> 地域活動員総数：866人（令和3年3月31日現在） ※市町村別内訳は別表1のとおり

②ネットワーカー活動推進大会の開催

地域活動員（ネットワーカー）が一堂に会し、実践活動の事例発表や情報交換を通じて、研鑽と交流を深めることにより、今後の地域活動の活性化につなげることを目的として開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

日 時	令和3年2月17日(水) 13:00~ ※中止
会 場	行方市文化会館 ホール

③ネットワーカー等連絡協議会代表者会議の開催

ネットワーカー等連絡協議会とチャレンジいばらき県民運動との連携強化を図る目的で開催しました。

日 時	令和2年7月9日(木) 13:30~
会 場	水戸プラザホテル（1F）ガーデンルーム
内 容	・令和2年度チャレンジいばらき県民運動の事業内容等説明 ・事例発表（つくば市ネットワーカーの会パラスポーツ体験イベント事業ほか） ・ブロック毎の意見交換
参 加 者	76人

④市町村ネットワーカー等連絡協議会への助成

県内各地において地域活動を実践し、県民運動の普及に努めているネットワーカーの活動を支援するため、33の市町村ネットワーカー等連絡協議会に対し助成を行いました。

ウ 団体等との連携の促進

各種団体や企業、行政との連携を強化し、チャレンジいばらき県民運動の一層の推進に努めました。

①地域コミュニティ活動の推進

あいさつ・声かけ運動などによりコミュニケーションの輪を広げ、地域コミュニティの活性化や地域コミュニティのネットワークの強化を図っています。

毎年11月の「いばらき教育月間」に、県内の主要鉄道駅において実施している「あいさつ・声かけ運動街頭啓発」は、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

②水質浄化運動の推進

プラスチックごみによる海洋汚染問題が大きくクローズアップされており、オリジナルのエコバッグを参加者に配布するなど、マイバッグ運動を推進しております。

毎年実施している「ひぬま流域クリーン作戦」及び「霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦拠点地区事業」は、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、中止となりました。

③他団体への後援

他の団体が行う活動で、県民運動の趣旨に合致し、県民運動の推進に寄与するものについて、後援を行いました。

【後援名義使用承認件数（詳細は別表5参照）】

分野	団体数	分野	団体数
青少年育成関連	1	福祉関連	1
環境関連	1	その他	1
合計			4

④会員数の推移

各種会議、広報紙やホームページ等により新規会員の募集に努めました。

	R2年3月末 現在	新規	退会	R3年3月末現在
団体	238	1	8	231
個人	227	0	3	224

エ 生活学校との連携・協働

地球温暖化や廃棄物問題など年々深刻化する地球規模での環境問題を解決するため、茨城県生活学校連絡会などと連携し、県民一人ひとりが“もったいない”の気持ちを大切にし、家庭や地域、学校、職場など様々な場において、省エネルギー・省資源・4Rなどの環境保全のための実践活動に取り組む「エコライフ運動」を推進しました。

①食を通じたエコライフ運動の実施

県民一人ひとりが身近な食を通して、環境に対する理解を深め、家庭や地域など様々な場面において環境に配慮したライフスタイルの普及・推進に努めました。

【食を通じたエコライフに関する活動発表会】

日 時	令和3年2月24日(水) 13:00~
会 場	茨城県三の丸庁舎（3F） 茨城県水戸生涯学習センター大講座室

内 容	○各生活学校からの活動報告 ○講演会「みんなでチャレンジ！減らそう食品ロス」 講師：ジャーナリスト・環境カウンセラー 崎田 裕子 氏
参加者	30人

② 4R実践活動の推進

茨城県生活学校連絡会と連携し、イベント等を通じてエコライフ登録団体等に対して4R実践活動を推進しました。

- ・県庁（2階県民ホール）でのパネル展示
- ・古布、牛乳パック等を使った小物作り
- ・地産地消フードマイレージ、エコクッキングの推進普及活動

4 R	Reduce (リデュース)	ゴミを減らす
	Reuse (リユース)	繰り返し使う
	Recycle (リサイクル)	資源として再利用する
	Refuse (リヒューズ)	いらないものは断る

③ チャレンジいばらき手作りマスクプロジェクト

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大により、全国的にマスクの供給が不足していることを受け、茨城県生活学校連絡会と協働して手作りマスクを作製し、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会へ寄贈しました。手作りマスクは、同協議会を通じて、県内の福祉施設に配布され、感染拡大の防止に役立てていただくことができました。

【手作りマスク贈呈式】

日 時	令和2年5月13日(水) 11:30～
会 場	茨城県総合福祉会館1階ロビー
内 容	○手作りマスク寄贈 ・マスク200枚 ・寄贈先：社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
参加者	7人

別表1

市町村別地域活動員（ネットワーカー）委嘱者数

令和3年3月31日現在

市町村名	R2.3.31 現在	R3.3.31 現在	増減	市町村名	R2.3.31 現在	R3.3.31 現在	増減	
水戸市	33	31	-2	筑西市	65	60	-5	
日立市	21	18	-3	坂東市	20	20	0	
土浦市	16	14	-2	稻敷市	4	3	-1	
古河市	20	16	-4	かすみがうら市	12	7	-5	
石岡市	7	5	-2	桜川市	16	9	-7	
結城市	20	23	3	神栖市	36	34	-2	
龍ヶ崎市	3	3	0	行方市	35	35	0	
下妻市	34	31	-3	鉾田市	4	4	0	
常総市	28	27	-1	つくばみらい市	4	2	-2	
常陸太田市	11	8	-3	小美玉市	21	18	-3	
高萩市	14	12	-2	東茨城郡	茨城町	11	10	-1
北茨城市	20	15	-5		大洗町	51	49	-2
笠間市	55	53	-2		城里町	11	10	-1
取手市	25	11	-14	那珂郡	東海村	13	12	-1
牛久市	24	21	-3	久慈郡	大子町	10	10	0
つくば市	24	22	-2	稲敷郡	美浦村	27	24	-3
ひたちなか市	29	26	-3		阿見町	46	44	-2
鹿嶋市	16	14	-2		河内町	2	2	0
潮来市	22	21	-1	結城郡	八千代町	10	8	-2
守谷市	28	27	-1	猿島郡	五霞町	18	16	-2
常陸大宮市	26	25	-1		境町	13	11	-2
那珂市	13	13	0	北相馬郡	利根町	42	42	0
				合計	960	866	-94	

内訳 新規委嘱 18
解職 112

別表2

ネットワーカー等連絡協議会設立状況

令和3年3月31日現在

No.	市町村名	協議会名称	会員数	設立年月日
1	水戸市	水戸市ネットワーカー連絡協議会	29	平成22年9月11日
2	日立市	大好きひたちネットワーク	16	平成17年5月21日
3	土浦市	土浦市ネットワーカー等連絡協議会	14	平成12年3月29日
4	古河市	古河市ネットワーカー等連絡協議会	1	平成19年9月23日
5	石岡市	石岡市ネットワーカー活動連絡協議会	5	平成14年6月19日
6	結城市	結城市ネットワーカー等連絡協議会	23	平成14年1月30日
7	龍ヶ崎市	ネットワークドラゴンズ	—	平成15年11月13日
8	下妻市	下妻市ネットワーカー等連絡協議会	31	平成18年4月12日
9	常総市	ネットワーカー常総	27	平成21年5月10日
10	常陸太田市	おおたネットワーク	7	平成19年6月13日
11	高萩市	高萩ネットワーカー連絡協議会	9	平成30年5月18日
12	北茨城市	大好き北茨城ネットワーカー協議会	15	平成14年11月7日
13	笠間市	チャレンジかさまネットワーカー連絡協議会	53	平成18年5月15日
14	牛久市	牛久市ネットワーカー連絡協議会	21	平成10年10月9日
15	つくば市	つくば市ネットワーカーの会	20	平成14年3月25日
16	ひたちなか市	ひたちなか市ネットワーカー連絡協議会	23	平成23年7月29日
17	鹿嶋市	ネットワーカーかしま	14	平成12年1月17日
18	潮来市	潮来市ネットワーカー連絡協議会	21	平成15年10月2日
19	守谷市	守谷市ネットワーカー連絡協議会	27	平成15年11月15日
20	常陸大宮市	常陸大宮市ネットワーカー協議会	25	平成19年8月10日
21	那珂市	那珂市ネットワーカー連絡協議会	13	平成17年5月17日
22	筑西市	筑西市ネットワーカー協議会	60	平成18年5月18日
23	坂東市	坂東市ネットワーカー連絡協議会	20	平成17年6月3日
24	稲敷市	新利根町ネットワーカー等連絡協議会	—	平成10年9月24日
25	かすみがうら市	霞ヶ浦地区ネットワーカー等連絡協議会	—	平成10年10月21日
26		かすみがうら市千代田地区ネットワーカー等連絡協議会	3	平成15年7月14日
27	桜川市	桜川市ネットワーカー協議会	9	平成19年6月16日

No.	市町村名	協議会名称	会員数	設立年月日
28	神栖市	ネットワーカーかみす	34	平成19年11月29日
29	行方市	なめがたネットワーカー連絡協議会	34	平成27年11月19日
30	鉾田市	鉾田市ネットワーカー等連絡協議会	—	平成10年10月9日
31	つくばみらい市	つくばみらい市ネットワーカー等連絡協議会	—	平成14年5月30日
32		やわらネットワーカー連絡協議会	—	平成18年3月23日
33	小美玉市	小美玉ネット	18	平成18年11月13日
34	茨城町	茨城町ネットワーカー等連絡協議会	8	平成15年11月22日
35	大洗町	大洗町ネットワーカー等連絡協議会	49	平成27年11月20日
36	城里町	チャレンジしろさと	9	平成28年10月28日
37	東海村	東海村ネットワーカー協議会	12	平成16年3月22日
38	大子町	大子町ネットワーカー協議会	10	平成20年4月24日
39	美浦村	大好き美浦村ネットワーカー協議会	23	平成20年4月5日
40	阿見町	阿見町ネットワーカー協議会	43	平成20年7月22日
41	八千代町	八千代町ネットワーカー等連絡協議会	8	平成14年9月20日
42	五霞町	五霞町ネットワーカー連絡協議会	16	平成10年10月19日
43	境町	境町ネットワーカー等連絡協議会	11	平成10年3月4日
44	利根町	利根町ネットワーカー協議会	42	平成11年10月26日

別表3

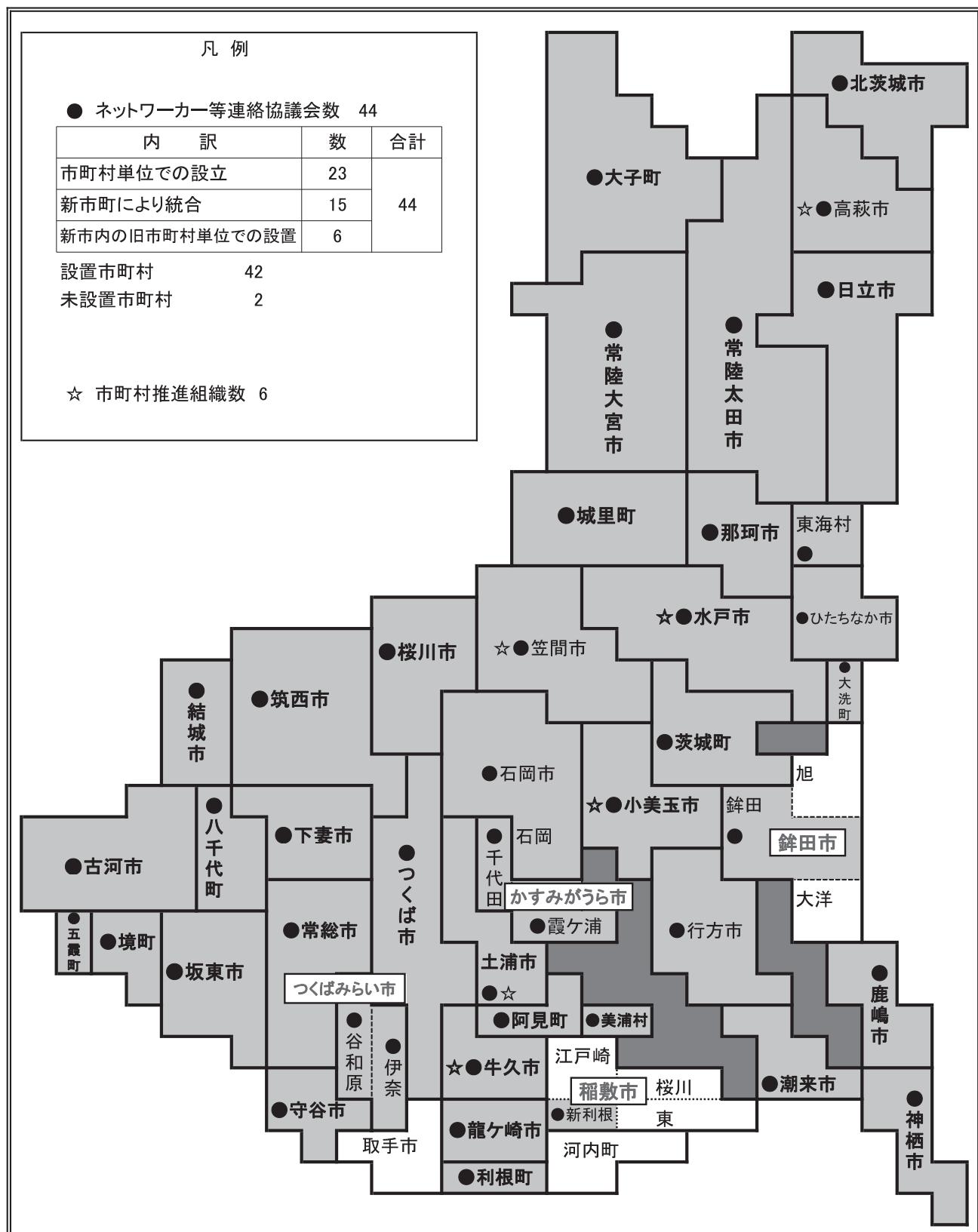
市町村県民運動推進組織設立状況

令和3年3月31日現在

No.	市町村名	推進組織名	登録年度
1	水戸市	水戸市住みよいまちづくり推進協議会	平成8年度
2	土浦市	土浦市まちづくり市民会議	平成14年度
3	高萩市	高萩市市民憲章推進協議会	平成15年度
4	笠間市	笠間市民憲章推進協議会	平成19年度
5	牛久市	ふれあい美花市民の会	平成16年度
6	小美玉市	小美玉市まちづくり組織連絡会	平成12年度

ネットワーカー等連絡協議会及び市町村推進組織設立状況

令和3年3月31日現在



別表4

令和2年度交流サルーンいばらき利用状況一覧

開館実日数	来訪・利用者	内訳							
		会議室		印刷機		パソコン利用者数	インターネットアクセス件数		
		総人員	1日平均	利用団体数	利用者数				
4月	11	276	25.1	10	99	26	31,264	8	3,491
5月	12	174	14.5	9	55	23	40,819	3	4,242
6月	25	540	21.6	31	219	37	58,647	15	5,012
7月	25	517	20.7	32	209	37	26,838	13	6,207
8月	25	320	12.8	22	145	20	11,444	23	8,440
9月	24	498	20.8	31	202	28	21,531	27	5,575
10月	26	506	19.5	33	250	30	21,025	9	6,676
11月	24	444	18.5	28	175	39	20,701	15	6,143
12月	24	374	15.6	22	154	19	9,465	15	3,415
1月	11	103	9.4	7	29	10	12,863	4	7,123
2月	17	249	14.6	17	99	18	23,760	5	4,330
3月	23	554	24.1	34	214	37	32,031	13	4,515
合計	247	4,555	18.4	276	1,850	324	310,388	150	65,169
累計 (H21.11.11~)	5,970	213,918	35.8	7,278	68,561	15,819	17,960,862	4,121	781,915

別表5

令和2年度チャレンジいばらき県民運動 後援事業一覧

番号	後援事業名	実施期日	団体名
1	令和2年度霞ヶ浦水質浄化ポスター конкурール	10月23日	茨城県霞ヶ浦環境科学センター
2	2021キャンドルナイト「東日本大震災復興祈願」	3月11日	利根町ネットワーカー協議会
3	ナイスハートふれあいフェスティバル2020	12月3日～12月7日	茨城県保健福祉部障害福祉課
4	令和2年度青少年健全育成茨城県推進大会	2月2日	(公社)茨城県青少年育成協会

第2号議案

令和2年度 峰入歳出決算

(提案理由)

以下のとおり、令和2年度の歳入歳出決算を報告し、議決承認を求めるものであります。

1 峰入の部

(単位：円)

項 目	最終予算額 (A)	決 算 額 (B)	増 減 額 (B-A)	備 考
1 会費	2,364,000	2,374,000	10,000	団体会員会費(2,280,000円) 個人会員会費(-94,000円)
2 補助金	22,575,000	22,575,000	0	チャレンジいばらき県民運動補助 (22,575,000円)
(1)茨城県	22,575,000	22,575,000	0	
3 委託金	5,863,000	5,827,152	△ 35,848	
(1)茨城県	5,303,000	5,267,152	△ 35,848	交流サルーンいばらき管理運営 (5,103,000円) 食を通じたエコライフ運動推進事業 (164,152円)
(2)茨城県教育委員会	510,000	510,000	0	花と緑の環境美化コンクール開催費
(3)あしたの日本を創る協会	50,000	50,000	0	生活学校関連事業
4 共催金	1,200,000	1,200,000	0	
(1)げんでんふれあい茨城財團	1,200,000	1,200,000	0	花いっぱい運動定着化促進事業
5 諸収入	380,000	366,120	△ 13,880	利子、交流サルーンの印刷機器等の利用収入等
6 繰越金	4,691,000	4,691,308	308	
計	37,073,000	37,033,580	△ 39,420	

2 歳出の部

(単位：円)

項目	最終予算額 (A)	決算額 (B)	増減額 (B-A)	備考
1 県民活動事業費	10,442,000	10,474,324	32,324	
(1)幸せ人財育成サポート事業費	3,827,000	3,815,174	△ 11,826	共助社会づくりフォーラム 共助意識の醸成（作文コンクール） 共助社会づくりを実現するための人材活用（コミュニティワーク）
(2)地域の幸せ力アップ事業費	3,606,000	3,601,553	△ 4,447	おもてなし いばらき花運動 花いっぱい運動定着化促進事業
(3)幸せ発信力アップ事業費	2,142,000	2,190,290	48,290	いばらき幸せ発信事業（広報紙ほか） 県民運動PRのための啓発品
(4)IT活用推進事業費	867,000	867,307	307	IT活用検討会 HP管理運営
2 地域活動支援事業費	1,451,000	1,444,668	△ 6,332	若い世代とつくる新たな地域づくり 地域活動サポート事業
3 NPO等連携協働事業費	6,586,000	6,531,001	△ 54,999	NPO等連携協働促進事業 団体連携事業 交流サルーン管理運営
4 運営費	13,744,000	13,745,810	1,810	
(1)人件費	11,391,000	11,395,024	4,024	事務局4人分
(2)会議費等	199,000	205,573	6,573	理事会、アドバイザー、推進員の旅費等
(3)管理費	2,154,000	2,145,213	△ 8,787	賃借料、電話代、郵送料等
5 予備費	0	0	0	
計	32,223,000	32,195,803	△ 27,197	

歳入決算額 37,033,580 円 - 歳出決算額 32,195,803 円 = 4,837,777 円
 差引残高 4,837,777 円は、令和3年度に繰り越します。

監 査 報 告 書

令和2年度におけるチャレンジいばらき県民運動の帳簿、証拠書類及び決算書
について監査を行った結果、その内容が適正であったことを認めます。

令和3年 5月 14日

監事 赤 祐 利 夫



監事 松浦 浩生



令和3年度 事業計画（案）

（提案理由）

下記のとおり、令和3年度事業計画を提案し、議決承認を求めるものであります。

【運営方針】

近年の急速な少子高齢化の進展に伴い、社会経済システムや生活スタイルが大きく変化し、人々の価値観やニーズの多様化など社会情勢が大きく変化しております。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2025年には日本の人口の約3割を65歳以上の方が占めると推計されており、また、2050年頃には、100歳以上の高齢者が50万人を超える見通しであり、人生100年時代の到来とも言われています。

一方、出生数は2016年に初めて100万人を割り込んで以降、少子化は加速しており、2050年には約65万人になると推計されています。また、世帯構造別に見た単独世帯の割合は、2040年には39.3%まで拡大すると推計されるなど、今後も人口や世帯構造の変化が続くものと考えられます。

このような中、「誰一人取り残さない」社会を実現していくためには、子どもや高齢者の見守り支援活動、地域の防犯・防災活動、買物や移動の支援などのコミュニティ活動を活性化していくことがますます重要となるほか、コロナ禍により増加している生活困窮世帯への支援や、新しい生活様式が定着する中での新たな課題への取り組みが求められています。

当団体は、平成30年5月に、現在の「チャレンジいばらき県民運動」に改称して以来、共助による新しい茨城の実現に向けて、社会の課題に挑戦する県民運動を展開しているところですが、今後は、ウィズコロナ・アフターコロナへの対応など、新たな社会的・地域的課題に対しても、多様な主体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

県民運動の企画や事業推進に当たっては、外部有識者からの意見もいただきながら、県民の共助意識の醸成を図り、身近な地域課題の解決に挑戦する県民主体の運動を展開してまいります。

また、コロナ禍で顕在化した、行政の支援が届きにくい課題に対し、地域活動員など地域で活躍する人たちの自主性や創意工夫を尊重しつつ、切実な社会ニーズにうまく対応できるよう、活動を支援していくほか、企業や大学などと連携して持続可能で特色ある取り組みも進めてまいります。

一方、地域コミュニティの機能を補完し、安心して暮らせる地域社会を創るには、多様な主体の参画と連携が必要となります。ボランティア活動参加の妨げとなっている要因として、「ボランティア活動に関する十分な情報がないこと」が挙げられていることから、幅広く情報を収集し、ホームページやSNSで発信・提供するなど、県民のボランティア活動参加を促進する情報提供機能の強化や、新たにNPOや市民活動を立ち上げる方々に対する専門的・実践的なアドバイスを行う相談機能を強化するなど、プラットフォームとしての役割が發揮できるよう取り組んでまいります。

【県民運動の展開】

1 幸せ人財育成サポート

助け合いの精神に基づき、身近な地域課題の解決に県民自ら取り組むなど、これから地域コミュニティを支える人財を育成するとともに、コミュニティを組織化し、そこに暮らす住民が主体的に地域課題解決に向けた活動に取り組むことを支援する人財を養成します。

○県民の共助意識の醸成と新たな担い手を発掘するため、共助社会づくりフォーラムを開催

○地域社会に貢献できる人財育成の推進

- ・コミュニティワーク実践講座を開催し、コミュニティワーカーを養成
- ・コミュニティワーカーを地域へ派遣し、住民主体による地域課題解決を支援

2 地域の幸せ力アップ

行政だけでは十分に対応出来ない課題が増えてきていることから、自分たち一人ひと

りが地域の担い手として自助努力しながら、かつ、みんなが助け合う「自助」「共助」「公助」の適切な組み合わせにより、課題を解決していくような県民運動を展開していきます。

○地域活動員（ネットワーカー）や市町村との連携強化

- ・行政の支援が届きにくい社会的課題の解決に向けた地域活動への支援

○企業や大学との連携協働

- ・各地域が抱える身近な地域課題の発見や解決に向け、企業や大学と地域との連携協働をコーディネートし、多様で特色ある取り組みが広がるよう支援

○関係団体と連携した県民運動

- ・水質浄化やあいさつ・声かけ運動により、地域環境の保全や青少年の健全育成を推進

3 幸せ発信力アップ

県民一人ひとりが郷土に愛着と誇りを持ち、本県の魅力を自ら率先して発信するなど、茨城の豊かさを自慢する力を養うことを通じて、魅力度の向上に取り組みます。

○地域資源の発見・発信強化

- ・地域活動員を通じた地域資源・地域情報の発見とインターネットを活用した紹介
- ・県民活動推進員で構成する「魅力発見・発信県民運動プロジェクトチーム」からの提言に基づく事業検討

○各種媒体を活用した本県の魅力紹介

- ・公式サイトやSNSなどの情報発信ツールを活用し、チャレンジいばらき県民運動の事業や、会員企業・団体、ネットワーカー等連絡協議会の活動情報などを紹介
- ・広報紙「ちゃれいばレター」、チャレンジいばらき県民運動リーフレットの発行

4 ICTを活用した県民運動の推進

コロナ禍により新しい生活様式が定着し、リアルな活動が制限される中、今後の県民運動の展開に当たっては、より一層ICTの活用が求められることから、その活用方策を検討します。

- ・ゆるやかにつながりを保つ、ネット上のコミュニティ形成の方法について研究
- ・「見やすさ」「分かりやすさ」「使いやすさ」を向上するためホームページをリニューアル
- ・県民活動推進員で構成する「ICTを活用した県民運動プロジェクトチーム」からの提言に基づく事業検討

5 プラットフォーム機能の強化

地域社会を取り巻く状況が大きく変化している中、様々な地域課題を解決していくためには、県民、NPO、企業・団体、行政など多様な主体の連携協働が一層重要となることから、プラットフォーム（共通基盤）としての機能を強化し、新たな「つながり」を構築するなど、地域活動の支援に取り組みます。

(1) 情報提供機能の強化

県民誰もが気軽に地域活動に参加できるよう、県内のボランティア活動情報等を幅広く収集し、より充実した情報の提供に努め、多様な地域活動の活性化を図ります。

- ・会員の社会貢献活動や地域活動団体のイベント情報などをホームページ等で紹介し、会員同士の新たな連携・交流、活動希望者への動機付けと地域活動デビューを応援

(2) 「交流サルーンいばらき」の機能強化

ボランティア情報等の提供に加え、地域活動に関する定期相談会など、地域活動を通じて社会貢献したいと考えている人たちが、主体的に地域活動に参加できるよう支援します。

- ・NPOや地域活動に役立つ助成金情報の提供
- ・地域活動立ち上げを支援する定期相談会の開催
- ・市民活動団体データベースを充実し、団体同士又は団体と個人間の連携・交流を促進
- ・地域活動団体等が主体的に学習し交流するための場「寺子屋サルーン」の開催

(3) NPO等の活動支援と連携協働の促進

経営基盤が脆弱なNPOの活動を支援するとともに、多様な主体の連携を促進し、行政では対応困難な課題を各セクターが補完しながら、誰一人取り残さない社会の実現を進めます。

- ・NPO組織基盤強化セミナーの開催
- ・地域円卓会議の開催

第4号議案

令和3年度 岁入歳出予算（案）

(提案理由)

別記のとおり、令和3年度歳入歳出予算を提案し、議決承認を求めるものであります。

別記

令和3年度 岁入歳出予算（案）

1 岁入の部

(単位：千円)

項目	当初予算額(A)	前年度当初予算額(B)	増減額(A-B)	備考
1 会費	2,778	2,830	△ 52	
(1)会費	2,330	2,380	△ 50	組織会員会費(233団体:2,330千円) ＜増減要因＞ ・団体会員の減(△50千円)
(2)賛助金	448	450	△ 2	個人会員賛助金(224人:448千円) ＜増減要因＞ ・賛助会員の減(△2千円)
2 補助金	27,575	27,575	0	
(1)茨城県	27,575	27,575	0	チャレンジいばらき県民運動補助
3 委託金	5,503	6,013	△ 510	
(1)茨城県	5,303	5,303	0	交流サルーン管理運営委託(5,103千円) 食を通じたエコライフ運動事業委託(200千円)
(2)茨城県教育委員会	0	510	△ 510	花と緑の環境美化コンクール委託事業廃止(皆減)
(3)あしたの日本を創る協会	200	200	0	
4 共催金	1,200	1,200	0	
(1)げんでんふれあい茨城財団	1,200	1,200	0	花壇定着化促進事業
5 諸収入	600	900	△ 300	利子等
6 繰越金	4,850	4,691	159	
計	42,506	43,209	△ 703	

2 岁出の部

(単位：千円)

項目	当初予算額(A)	前年度当初予算額(B)	増減額(A-B)	備考
1 県民活動事業費	16,700	16,240	460	
(1)幸せ人財育成サポート事業費	4,500	6,000	△ 1,500	・共助社会づくりフォーラム(500千円) ・共助社会づくりを実現するための人財活用(4,000千円) ＜増減要因＞ ・共助社会づくりフォーラムの減(△300千円) ・【廃止】作文コンクール(△1,200千円)
(2)地域の幸せ力アップ事業費	3,700	4,700	△ 1,000	・【新規】チャレンジいばらき助け合い隊応援事業(2,200千円) ・花壇定着化促進事業【げんでん財団共催事業】(1,500千円) ＜増減要因＞ ・チャレンジいばらき助け合い隊応援事業の増(2,200千円) ・花壇定着化促進事業の減(△300千円) ・【廃止】おもてなしいばらき花運動(△2,900千円)
(3)幸せ発信力アップ事業費	5,900	4,920	980	・一人ひと自慢ひと幸せ発信運動(50千円) ・いばらき幸せ発信事業(広報紙発行など)(2,000千円) ・県民運動PRのための啓発品(3,850千円) ＜増減要因＞ ・一人ひと自慢ひと幸せ発信運動の減(△20千円) ・県民運動PRのための啓発品(リーフレット作成含む)の増(1,000千円)
(4)ICT活用推進事業費	2,600	620	1,980	・【新規】ホームページリニューアル(2,000千円) ・ホームページ保守管理(550千円) ・ICT活用検討(50千円) ＜増減要因＞ ・ホームページリニューアルの増(2,000千円) ・ホームページ保守管理の減(△20千円)
2 地域活動支援事業費	2,500	3,200	△ 700	・【新規】地域活動団体等情報発信事業(150千円) ・若い世代とつくる新たな地域づくり(850千円) ・地域活動サポート事業費(1,500千円) ＜増減要因＞ ・地域活動団体等情報発信事業の増(150千円) ・若い世代とつくる新たな地域づくりの減(△650千円) ・地域活動サポート事業費の減(△200千円)
3 NPO等連携協働事業費	7,400	7,000	400	・NPO等連携協働促進事業費(300千円) ・団体連携事業費(500千円) ・【拡充】交流サルーン管理運営費(6,600千円) ＜増減要因＞ ・団体連携事業費の減(△200千円) ・交流サルーン管理運営費(定期相談会新設)の増(600千円)
4 運営費	14,906	15,769	△ 863	
(1)人件費	11,400	11,204	196	事務局4名分の人件費
(2)会議費等	400	800	△ 400	理事会、アドバイザー、県民活動推進員の旅費等
(3)管理費	3,106	3,765	△ 659	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、各種負担金など
5 予備費	1,000	1,000	0	
計	42,506	43,209	△ 703	

規約の一部改正（案）について

(提案理由)

チャレンジいばらき県民運動規約を次のとおり改正することを提案し、議決承認を求めるものであります。

新	旧
第1条から第4条まで「(略)」	第1条から第4条まで「(略)」
(役員) 第5条 当会に次の役員を置く。 (削除) (削除) (1) 理事長 1名 (2) 副理事長 若干名 (3) 専務理事 1名 (4) 理事 30名以内（理事長、副理事長及び専務理事を含む。） (5) 監事 2名 2 理事及び監事は総会で選任する。 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会において互選する。	(役員) 第5条 当会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 理事長 1名 (4) 副理事長 若干名 (5) 専務理事 1名 (6) 理事 30名以内（理事長、副理事長及び専務理事を含む。） (7) 監事 2名 2 会長、副会長、理事及び監事は総会で選任する。 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会において互選する。
(役員の職務) 第6条 理事長は、当会を代表し会務を総括する。 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。	(役員の職務) 第6条 会長は、当会を代表する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。 3 会長及び副会長は、必要と認めるとき、理事会に出席して意見を述べることができる。 4 理事長は、当会の会務を総括する。 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。 6 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当会の会務を処理する。 7 理事は、理事会を構成し、必要な事項を審議する。 8 監事は、会計その他の事務を監査する。
3～5 (削除) 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当会の会務を処理する。 4 理事は、理事会を構成し、必要な事項を審議する。 5 監事は、会計その他の事務を監査する。	(役員の任期) 第7条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。 2 補欠のため（定数の増加に伴う補充も含む。）選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 削除)

	<p><u>(顧問及び参与)</u></p> <p>第8条 当会に<u>顧問及び参与</u>を置くことができる。</p> <p>2 顧問及び参与は、理事長が委嘱する。</p> <p>3 顧問及び参与は、重要事項について理事長の諮問に応じる。</p>	<p>場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。</p> <p><u>(顧問)</u></p> <p>第8条 当会に顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、会長が委嘱する。</p> <p>3 顧問は、重要事項について会長の諮問に応じる。</p>
	<p>第9条 「(略)」</p> <p><u>(会議)</u></p> <p>第10条 当会の会議は、総会、理事会とする。</p> <p>2 総会は、第3条に規定する団体等の代表者で構成し、理事長が招集する。</p> <p>3 総会は、理事長が議長となり、次の事項を審議決定する。</p> <p>(1) 規約の制定及び改廃に関すること</p> <p>(2) 事業計画に関すること</p> <p>(3) 予算及び決算に関すること</p> <p>(4) 理事及び監事の選任に関すること</p> <p>(5) その他重要事項に関すること</p>	<p>第9条 「(略)」</p> <p><u>(会議)</u></p> <p>第10条 当会の会議は、総会、理事会とする。</p> <p>2 総会は、第3条に規定する団体等の代表者で構成し、会長が招集する。</p> <p>3 総会は、理事長が議長となり、次の事項を審議決定する。</p> <p>(1) 規約の制定及び改廃に関すること</p> <p>(2) 事業計画に関すること</p> <p>(3) 予算及び決算に関すること</p> <p>(4) 会長、副会長、理事及び監事の選任に関すること</p> <p>(5) その他重要事項に関すること</p>
	<p>4 「(略)」</p> <p>5 会議は、構成員（総会の場合は第3条に規定する団体等の代表者、理事会の場合は理事）の2分の1以上の出席をもって成立する。</p> <p>6 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>7 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、会議に出席したものとみなす。</p> <p><u>(書面又は電磁的方法による審議)</u></p> <p>第11条 理事長は、必要があると認めたときは、<u>書面又は電磁的方法</u>をもって理事の意見を求めて、理事会の議決に代えることができる。</p> <p>2 理事長は、必要があると認めたときは、<u>書面又は電磁的方法</u>をもって第3条に規定する団体等の代表者の意見を求めて、総会の議決に代えることができる。</p>	<p>4 「(略)」</p> <p>5 (1) 会議は、構成員（総会の場合は第3条に規定する団体等の代表者、理事会の場合は理事）の2分の1以上の出席をもって成立する。</p> <p>(2) 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(3) やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、会議に出席したものとみなす。</p> <p><u>(書面による審議)</u></p> <p>第11条 理事長は、必要があると認めたときは、<u>書面</u>をもって理事の意見を求めて、理事会の議決に代えることができる。</p>
	<p>第12条から第18条 「(略)」</p> <p><u>付 則</u></p> <p>この規約は、平成30年5月29日から施行する。</p> <p>この規約は、令和3年 月 日から施行する。</p>	<p>第12条から第18条 「(略)」</p> <p><u>付 則</u></p> <p>この規約は、平成30年5月29日から施行する。</p>

役員の選任（案）について

(提案理由)

チャレンジいばらき県民運動規約第5条の規定により、役員の選任を求めるものであります。

役職名	氏 名	所 属 等
理事長	阿 部 真 也	茨城県中小企業団体中央会会长
副理事長	幡 谷 定 俊	茨城トヨペット株式会社代表取締役社長
専務理事	斎 田 陽 介	チャレンジいばらき県民運動
理 事	青 木 恭 代	茨城県生活協同組合連合会副会長理事
	阿 部 重 典	株式会社茨城放送 代表取締役社長
	安 藤 聖 志	守谷市ネットワーカー連絡協議会会长
	飯 田 哲 雄	茨城県自治会連合会会长
	池 田 馨	特定非営利活動法人ひと・まちねっとわーく理事長
	海 野 雅 文	茨城県農業協同組合中央会総務企画部長
	大久保 博 之	茨城産業会議議長
	大 塚 昌 弘	茨城県学校長会会长
	川 崎 篤 之	株式会社いばらきスポーツタウン・マネジメント 代表取締役社長・ゼネラルマネージャー
	佐 藤 弘 子	公益財団法人茨城県老人クラブ連合会常任理事兼女性委員会委員長
	鈴 木 恵 子	茨城県交通安全母の会連合会副会長
	中 村 久 子	茨城県生活学校連絡会副会長
	沼 田 安 広	株式会社茨城新聞社代表取締役社長
	林 由香里	茨城県地域女性団体連絡会広報委員長
	堀 井 武 重	環境保全茨城県民会議副議長
	松 橋 裕 子	一般社団法人茨城県女性起業家支援ネットワーク代表理事
	松 本 英 子	公益社団法人茨城県青少年育成協会副会長
	三ツ堀 裕 太	株式会社ユニキャスト代表取締役
	村 田 みのり	公益財団法人茨城県国際交流協会理事
監 事	森 戸 久 雄	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会长
	矢 口 和 博	茨城県県民生活環境部長
	吉 野 寛 美	茨城県消費者団体連絡会副会長
	鷺 田 美 加	株式会社R I O N代表取締役
	石 川 八千代	茨城県都市教育長協議会副会長
	松 崎 達 人	茨城県県民生活環境部次長

チャレンジいばらき県民運動役員等一覧

【役員】

役職名	氏 名	所 属 等
理事長	阿部 真也	茨城県中小企業団体中央会会長
副理事長	幡谷 定俊	茨城トヨペット株式会社代表取締役社長
専務理事	斎田 陽介	チャレンジいばらき県民運動
理事	青木 恭代	茨城県生活協同組合連合会副会長理事
	阿部 重典	株式会社茨城放送 代表取締役社長
	安藤 聖志	守谷市ネットワーカー連絡協議会会長
	飯田 哲雄	茨城県自治会連合会会長
	池田 馨	特定非営利活動法人ひと・まちねっとわーく理事長
	海野 雅文	茨城県農業協同組合中央会総務企画部長
	大久保 博之	茨城産業会議議長
	大塚 昌弘	茨城県校長会会长
	川崎 篤之	株式会社いばらきスポーツタウン・マネジメント 代表取締役社長・ゼネラルマネージャー
	佐藤 弘子	公益財団法人茨城県老人クラブ連合会常任理事兼女性委員会委員長
	鈴木 恵子	茨城県交通安全母の会連合会副会長
	中村 久子	茨城県生活学校連絡会副会長
	沼田 安広	株式会社茨城新聞社代表取締役社長
	林 由香里	茨城県地域女性団体連絡会広報委員長
	堀井 武重	環境保全茨城県民会議副議長
	松橋 裕子	一般社団法人茨城県女性起業家支援ネットワーク代表理事
	松本 英子	公益社団法人茨城県青少年育成協会副会長
	三ツ堀 裕太	株式会社ユニキャスト代表取締役
	村田 みのり	公益財団法人茨城県国際交流協会理事
	森戸 久雄	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長
	矢口 和博	茨城県県民生活環境部長
	吉野 寛美	茨城県消費者団体連絡会副会長
	鷺田 美加	株式会社RION代表取締役
監事	石川 八千代	茨城県都市教育長協議会副会長
	松崎 達人	茨城県県民生活環境部次長

【顧問・参与】

役職名	氏 名	所 属 等
顧問	大井川 和彦	茨城県知事
参与	山口 伸樹	茨城県市長会会长
	染谷 森雄	茨城県町村会会长

資料1

チャレンジいばらき県民運動 規約

(名 称)

第1条 この会は、チャレンジいばらき県民運動（以下「当会」という。）という。

(目 的)

第2条 当会は、やさしさとふれあいのある茨城づくりと県民運動を通しての新しい茨城のイメージづくりをめざすとともに、県民一人一人が幸せを実感でき、共助による新しい茨城の実現を目指し、県民の主体的な県民運動を推進することを目的とする。

(構 成)

第3条 当会は、前条の目的に賛同する市町村県民運動推進組織、広域的・機能別県民運動団体、地域活動団体、企業、大学、市町村及び県（以下「団体等」という。）で構成する。

(事 業)

第4条 当会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民運動の推進方策の企画・立案及び推進に関すること
- (2) 県民運動関係団体との連携・支援に関すること
- (3) 地域活動員（ネットワーカー）の委嘱及び活動促進に関すること
- (4) 生活学校・生活会議の育成に関すること
- (5) 県民運動に関する情報・資料の収集及び提供に関すること
- (6) 県民運動の奨励及び表彰に関すること
- (7) 県民運動の広報・啓発に関すること
- (8) 県民運動に関する調査研究に関すること
- (9) その他、目的達成に必要な事業

(役 員)

第5条 当会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 専務理事 1名
- (6) 理事 30名以内（理事長、副理事長及び専務理事を含む。）
- (7) 監事 2名

2 会長、副会長、理事及び監事は総会で選任する。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会において互選する。

(役員の職務)

第6条 会長は、当会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 会長及び副会長は、必要と認めるとき、理事会に出席して意見を述べることができる。

- 4 理事長は、当会の会務を総括する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、当会の会務を処理する。
- 7 理事は、理事会を構成し、必要な事項を審議する。
- 8 監事は、会計その他の事務を監査する。

(役員の任期)

- 第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため（定数の増加に伴う補充も含む。）選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(顧問)

- 第8条 当会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、重要事項について会長の諮問に応じる。

(アドバイザー)

- 第9条 当会にアドバイザーを置く。
- 2 アドバイザーは、理事長が委嘱する。
 - 3 アドバイザーは、県民運動の推進方策の企画・立案に助言する。

(会議)

- 第10条 当会の会議は、総会、理事会とする。
- 2 総会は、第3条に規定する団体等の代表者で構成し、会長が招集する。
 - 3 総会は、理事長が議長となり、次の事項を審議決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること
 - (2) 事業計画に関すること
 - (3) 予算及び決算に関すること
 - (4) 会長、副会長、理事及び監事の選任に関すること
 - (5) その他重要事項に関すること
 - 4 理事会は、理事長が招集して議長となり、次の事項を審議決定する。
 - (1) 総会への付託事項に関すること
 - (2) 団体等の入会に関すること
 - (3) 県民運動の推進方策に関すること
 - (4) 会務の執行に関すること
 - (5) その他必要と認められる事項に関すること
 - 5 (1) 会議は、構成員（総会の場合は第3条に規定する団体等の代表者、理事会の場合は理事）の2分の1以上の出席をもって成立する。
 - (2) 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - (3) やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、会議に出席したものとみなす。

(書面による審議)

第11条 理事長は、必要があると認めたときは、書面をもって理事の意見を求めて、理事会の議決に代えることができる。

(理事長の専決)

第12条 理事長は、総会が招集されないとまのない場合は、理事会に諮りこれを専決処分することができる。

2 理事長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会に報告しなければならない。

(グループの設置)

第13条 当会の事業を効果的かつ円滑に推進するためグループを置く。

2 グループにグループリーダーを置く。

3 グループに必要な事項は、理事会に諮って理事長が別に定める。

(グループリーダー・アドバイザーミーティング)

第14条 県民運動の推進方策の企画・立案及び推進のためグループリーダー・アドバイザーミーティング（以下「グループリーダー会議」という。）を設ける。

2 グループリーダー会議に必要な事項は、理事会に諮って理事長が別に定める。

(個人会員)

第15条 当会の目的に賛同し、その活動に参加、協力する個人は、個人会員となることができる。

2 個人会員は、賛助会員とする。

3 その他必要な事項は、理事長が別に定める。

(会計)

第16条 当会の経費は、会費、補助金、委託金、共催金、賛助金、その他の収入をもって充てる。

2 団体等は、原則として年額一口1万円とする。

3 個人会員の賛助金は、原則として年額一口2千円とする。

4 当会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第17条 当会の事務を処理するため、当分の間、事務局を茨城県県民生活環境部女性活躍・県民協働課内に置く。

2 事務局の規程は、理事長が別に定める。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、当会の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規約は、平成30年5月29日から施行する。

チャレンジいばらき県民運動 グループ設置要項

(設置の目的)

第1条 チャレンジいばらき県民運動の事業を効果的かつ円滑に推進するため、チャレンジいばらき県民運動規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、次のグループを置く。

- (1) 人財サポートグループ
- (2) 地域活動支援グループ
- (3) 魅力発見・発信グループ
- (4) IT活用グループ

(分掌事項)

第2条 グループの分掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 人財サポートグループ
 - ①次世代を担う人財づくりの運動に関すること。
 - ②豊かさを誇れる人財づくりの運動に関すること。
- (2) 地域活動支援グループ
 - ①共助による新しいコミュニティづくりの運動に関すること。
 - ②住み続けたくなるまちづくりの運動に関すること。
- (3) 魅力発見・発信グループ
 - ①魅力発見・発信の運動に関すること。
 - ②ITの普及に関すること。
- (4) IT活用グループ
 - ①ITを活用した県民運動の検討に関すること。
 - ②各グループの横断的な支援に関すること。

(構成員)

第3条 グループ分掌事項実施のため県民活動推進員（以下「推進員」という。）を選任する。

- 2 推進員は、学識経験者、有識者、県民運動実践者及び行政に携わる者のうちから、理事会に諮って理事長が選任する。
- 3 推進員の人数は40名程度とする。
- 4 推進員は、原則として第2条のいずれかのグループに所属するものとする。

(推進員の任期)

第4条 推進員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため（定数の増加に伴う補充を含む）選任された推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(ゼネラルマネージャー)

第5条 各グループの調整役として、ゼネラルマネージャー（以下「GM」という。）を置くことができる。

- 2 GMは、推進員のうちから事務局長が選任する。
- 3 GMの任期は1年とし、再任を妨げない。

(グループの役員)

第6条 グループの役員として、グループリーダー（以下「リーダー」という。）及びサブリーダーを置く。

- 2 グループの役員は、各グループにおいて互選する。
- 3 リーダーは、グループを代表し、グループの会務を総括する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき若しくはリーダーが欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 各グループの役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 グループ会議は、リーダーが招集し、会議の議長となる。

(その他)

第8条 この要項に定めのあるもののほか、グループの運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この要項は、平成30年7月3日から施行する。
- 2 旧県民運動推進委員の残任期間は、第4条の規定にかかわらず、これを引き継ぐものとする。

付 則

この要項は、令和2年3月24日から施行する。

資料3

**チャレンジいばらき県民運動
グループリーダー・アドバイザー会議設置要項**

(設置の目的)

第1条 県民運動の推進方策の企画・立案及び推進のため、グループリーダー・アドバイザー会議（以下「グループリーダー等会議」という。）を置く。

(構成員)

第2条 グループリーダー等会議の構成員は、チャレンジいばらき県民運動規約（以下「規約」という。）第9条に規定するアドバイザー及び規約第13条に規定するグループリーダーとする。

(会議)

第3条 グループリーダー等会議は、事務局長が招集し、会議の議長となる。

(その他)

第4条 この要項に定めのあるもののほか、グループリーダー等会議の運営に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この要項は、平成30年7月3日から施行する。

チャレンジいばらき県民運動 会員名簿

令和3年4月1日現在

〔会員数総括表〕

区分	会員数
市町村県民運動推進組織	5
県域団体	81
企業	100
市町村会員	44
県	1
合計	231

個人会員	224人
------	------

市町村推進組織（5）

1	小美玉市まちづくり組織連絡会
2	高萩市市民憲章推進協議会
3	土浦市まちづくり市民会議

4	ふれあい美花市民の会
5	水戸市住みよいまちづくり推進協議会

団体（81）

1	NPO法人アスク
2	茨城空港利用促進等協議会
3	「茨城アジア教育基金」を支える会
4	(一社) 茨城県安全運転管理協会
5	(一社) 茨城県医師会
6	(公社) 茨城県栄養士会
7	(公財) 茨城県開発公社
8	(公財) 茨城県学校給食会
9	茨城県校長会
10	(一社) 茨城県環境管理協会
11	(一財) 茨城県環境保全事業団
12	(公社) 茨城県看護協会
13	(一社) 茨城県経営者協会
14	(一財) 茨城県建設技術公社
15	(一社) 茨城県建築士会
16	(一社) 茨城県建築士事務所協会
17	(一社) 茨城県高圧ガス保安協会
18	(一財) 茨城県交通安全協会
19	茨城県交通安全母の会連合会
20	茨城県高等学校校長協会
21	茨城県高等学校PTA連合会
22	(公財) 茨城県国際交流協会
23	茨城県国民健康保険団体連合会
24	茨城産業会議
25	(公社) 茨城県歯科医師会
26	茨城県自治会連合会
27	茨城県市長会・町村会
28	茨城県自動車販売店交通安全対策推進協議会
29	茨城県社会教育振興協議会
30	(社福) 茨城県社会福祉協議会
31	茨城県商工会議所女性会連合会
32	茨城県商工会議所青年部連合会
33	茨城県商工会議所連合会
34	茨城県商工会女性部連合会
35	茨城県商工会青年部連合会
36	茨城県商工会連合会
37	茨城県少年団体連絡協議会
38	茨城県消費者団体連絡会
39	茨城県食生活改善推進員協議会
40	(公社) 茨城県食品衛生協会
41	茨城県生活学校連絡会
42	茨城県生活協同組合連合会
43	(公社) 茨城県青少年育成協会
44	茨城県青年団体連盟
45	茨城県セーリング連盟
46	(一社) 茨城県造園建設業協会
47	(公財) 茨城県体育協会
48	茨城県地域女性団体連絡会
49	茨城県中小企業団体中央会
50	茨城県庁生活協同組合

51	茨城県土地改良事業団体連合会
52	茨城県農業協同組合中央会
53	茨城県農業法人協会
54	茨城県PTA連絡協議会
55	茨城県保育協議会
56	茨城県民間保育協議会
57	(公社) 茨城県薬剤師会
58	茨城県幼少年婦人防火委員会
59	(公社) 茨城県臨床検査技師会
60	(公財) 茨城県老人クラブ連合会
61	いばらきコープ生活協同組合
62	茨城ダルク今日も一日ハウス
63	茨城文化団体連合
64	NPO法人工コグリーンいばらき
65	NPO法人工コレン
66	かいつむりの会
67	笠間稻荷神社
68	霞ヶ浦問題協議会
69	学校法人木村学園 石岡幼稚園
70	環境保全茨城県民会議
71	NPO法人障害者雇用促進協会
72	(社福) 自立奉仕会
73	生活協同組合パルシステム茨城 栃木
74	生活支援ネットワーク・介護セブン
75	(社福) 聖隸会 しらゆり保育園
76	NPO法人ひと・まちねっとわーく
77	艤づな会
78	(公社) 日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会
79	ひたちなかユネスコ協会
80	(社福) 芳香会
81	NPO法人ぽかぽかくらぶ

企業（100）

1	(株)秋山工務店	61	(株)つくば研究支援センター
2	(株)あけぼの印刷社	62	東京海上日動火災保険(株)茨城自動車営業部営業部第1課
3	アサヒビール(株)茨城工場	63	(有)東京総合染色
4	イオンリテール(株)北関東カンパニー茨城事業部	64	(株)トビタ文具
5	(株)石川工業所	65	トヨタL&F茨城(株)
6	茨城いすゞ自動車(株)	66	(株)トヨタレンタリース茨城
7	茨城県信用組合	67	中川ヒューム管工業(株)
8	茨城ケント販売(株)	68	(株)奈良屋
9	茨城工芸産業(株)	69	(株)西山工務店
10	茨城交通(株)	70	日東電気(株)
11	(株)茨城新聞社	71	日東メンテナンス(株)
12	茨城水産(株)	72	日本放送協会 水戸放送局
13	茨城倉庫(株)	73	(株)日本クリエート茨城
14	茨城トヨタ自動車(株)	74	日本原子力発電(株)東海事業本部地域共生部茨城事務所
15	茨城トヨペット(株)	75	損害保険ジャパン日本興亜(株)
16	茨城日産自動車(株)	76	日本たばこ産業(株)東関東支社
17	(株)茨城放送	77	(株)スマタ商事
18	(株)茨城ポートオーソリティ	78	ネットトヨタ水戸(株)
19	(株)ウライ文具	79	ハタヤ商事(株)
20	ウルノ商事(株)	80	(株)幡谷本店
21	NTT東日本(株)茨城支店	81	(株)日立製作所
22	ホテル日航つくば	82	日立セメント(株)
23	(株)大塚製作所	83	(株)フジタビジネスマシンズ
24	大富印刷(株)	84	(株)富士菱
25	(株)笠間印刷所	85	(株)双葉
26	鹿島都市開発(株)	86	(株)ヘレナメディアリサーチ
27	鹿島埠頭(株)	87	北越コーポレーション(株)関東工場
28	鹿島臨海工業地帯企業連絡協議会	88	ホテルレイクビュー水戸
29	鹿島臨海鉄道(株)	89	(株)水戸京成百貨店
30	(株)カスミ	90	水戸京成ホテル(株)
31	株木建設(株)茨城本店	91	(有)水戸山翠商事
32	(株)沼田機業	92	水戸自動車工業(株)
33	(株)ルックアット	93	水戸信用金庫
34	関東印刷(株)	94	水戸中央青果(株)
35	木内酒造合資会社	95	水戸ヤクルト販売(株)
36	(株)きど印刷所	96	(有)ミノワ印刷
37	キリンビール(株)取手工場	97	明利酒類(株)
38	(株)ケーズホールディングス	98	八幡印刷(株)水戸営業所
39	(有)こうじや	99	結城信用金庫
40	(株)光和印刷	100	(株)竜ヶ崎自動車教習所
41	コスモ綜合建設(株)		
42	(株)寿		
43	(株)笛目宗兵衛商店		
44	三の丸ホテル		
45	JX金属(株)		
46	(株)ジョイフル本田		
47	(株)常陽銀行		
48	常洋水産(株)		
49	昭和建設(株)		
50	鈴縫工業(株)		
51	(医)青藍会 大場内科クリニック		
52	(医)聖和会 つくば病院		
53	(株)セイワ食品		
54	関彰商事(株)		
55	(株)タイハイ		
56	(株)高野高速印刷		
57	(株)タナカ		
58	(株)田中企画 水戸営業所		
59	(株)月の井酒造店		
60	(株)筑波銀行		

市町村（44）

1	水戸市
2	日立市
3	土浦市
4	古河市
5	石岡市
6	結城市
7	龍ヶ崎市
8	下妻市
9	常総市
10	常陸太田市
11	高萩市
12	北茨城市
13	笠間市
14	取手市
15	牛久市
16	つくば市
17	ひたちなか市
18	鹿嶋市
19	潮来市
20	守谷市
21	常陸大宮市
22	那珂市

23	筑西市
24	坂東市
25	稲敷市
26	かすみがうら市
27	桜川市
28	神栖市
29	行方市
30	鉾田市
31	つくばみらい市
32	小美玉市
33	茨城町
34	大洗町
35	城里町
36	東海村
37	大子町
38	美浦村
39	阿見町
40	河内町
41	八千代町
42	五霞町
43	境町
44	利根町

県（1）

1	茨城県（女性活躍・県民協働課）
---	-----------------

資料5

チャレンジいばらき県民運動 アドバイザーネーム簿

令和3年4月1日現在

	氏名	所属	分野	備考
1	川崎 篤之	株式会社いばらきスポーツタウン・マネジメント	地域活動支援	企業・大学との連携
2	菊池 一俊	一般社団法人力ミスガプロジェクト	地域活動支援	企業・大学との連携
3	助田 徹臣	いばらき広報戦略アドバイザー	魅力発見・発信	広報スタイル
4	松橋 裕子	一般社団法人茨城県女性起業家支援ネットワーク	地域活動支援	若い世代の参加促進
5	三ツ堀 裕太	株式会社ユニキャスト	魅力発見・発信	I T 活用
6	横須賀 聰子	特定非営利活動法人セカンドリーグ茨城	地域活動支援	新しい共助社会づくり
7	鷲田 美加	株式会社R I O N	地域活動支援	若い世代の参加促進

チャレンジいばらき県民運動 県民活動推進員名簿

令和3年4月1日現在

番号	氏 名	所 属 等	期 数	備 考
1	飯 住 澄 夫	坂東市ネットワーカー連絡協議会	4 期	
2	飯 村 歳 永	ひたちなか市ネットワーカー連絡協議会	3 期	
3	井 川 健 一	C o d e r D o j o M i t o	2 期	
4	池 田 智 子	大子町ネットワーカー協議会	4 期	
5	井 坂 英 二	小美玉ネット	3 期	
6	井 坂 宽	茨城県生活協同組合連合会	1 期	
7	石 崎 重 昭	常陸大宮市ネットワーカー協議会	1 期	
8	大久保 昌 義	公益社団法人茨城県青少年育成協会	3 期	
9	大 貫 重 信	水戸黄門漫遊一座	4 期	
10	加 藤 欣 一	茨城県PTA連絡協議会	2 期	
11	川 上 正 廣	那珂市ネットワーカー連絡協議会	4 期	
12	川 野 和 彦	いばらきマリッジセンター県北地域活動協議会	2 期	
13	河 野 公 房	いばらきマリッジセンター県央地域活動協議会	4 期	
14	菊 地 寿 代	チャレンジかさまネットワーカー連絡協議会	4 期	
15	小 坪 明 美	水戸市地域女性団体連絡会	1 期	
16	後 藤 京 子	那珂市消防団女性消防部	4 期	
17	島 田 百 子	美野里生活学校	3 期	
18	菅 谷 京 子	なめがたネットワーカー連絡協議会	3 期	
19	高 野 サタコ	下妻生活学校	1 期	
20	高 野 茂	特定非営利活動法人ひと・まちねっとわーく	1 期	
21	高 橋 正 道	水戸市環境保全会議	4 期	
22	竹 内 由比子	日本ボーイスカウト茨城県連盟	4 期	
23	寺 内 義 興	日本ボーイスカウト茨城県連盟	3 期	
24	中 村 久 子	取手生活学校	2 期	
25	西 村 重 之	利根町ネットワーカー協議会	4 期	ゼネラルマネージャー
26	福 原 千穂子	茨城町ネットワーカー等連絡協議会	4 期	
27	福 間 智 子	メサフレンドシップ	3 期	
28	堀 込 安 子	守谷市ネットワーカー連絡協議会	4 期	
29	大 枝 久忍子	一般社団法人ガールスカウト茨城県連盟	1 期	

チャレンジいばらき県民運動 地域活動員設置要綱

(設 置)

第1条 県民運動を各地で広げ、地域の人たちのネットワークづくりに取り組み、住みよい茨城づくりを進めるため、地域活動員（以下「ネットワーカー」という。）を設置する。

(要 件)

第2条 ネットワーカーは、県民運動の理念に基づき、各種の県民運動に取り組むことができる者とする。

2 ネットワーカーは、市町村長からの推薦を受けた者とする。

(委 嘴)

第3条 ネットワーカーは、市町村長から推薦を受け、会長が委嘱する。

2 委嘱期間は3年として、再任を妨げない。

3 会長は、委嘱期間中であっても、ネットワーカーが不適任であると認めるときは、その委嘱を解くことがある。

(役 割)

第4条 ネットワーカーの役割は、次のとおりとする。

- (1) 県民運動の趣旨や情報を地域に発信すること
- (2) 県民運動に参加し、普及に努めること
- (3) 地域活動を実践し、普及に努めること
- (4) 地域活動の調整に努めること

(その他)

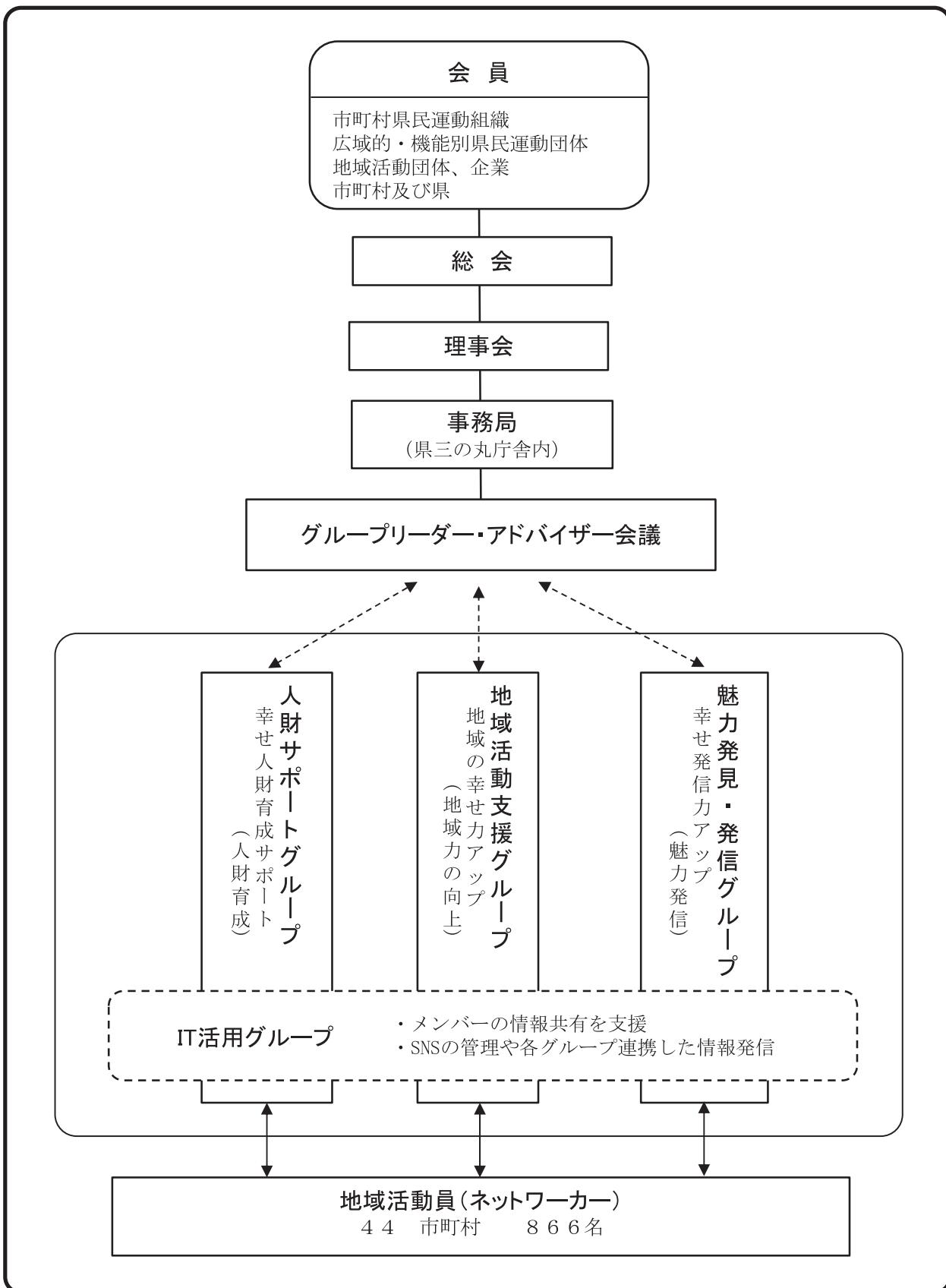
第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年5月29日から適用する。

チャレンジいばらき県民運動 組織体系図



チャレンジいばらき県民運動

事務局：〒310-0011

水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎2階

TEL：029-224-8120

FAX：029-233-0030

ホームページURL：<https://challenge-ibaraki.jp>

Eメールアドレス：info@challenge-ibaraki.jp